







次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

- (1) 衆議院（小選挙区選出）議員の候補者
- (2) 参議院（選挙区選出）議員の候補者
- (3) 地方公共団体の議会の議員の候補者
- (4) 地方公共団体の長の候補者
- (5) 海区漁業調整委員会の委員の候補者

3 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）による同令第81条（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。）の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙分会長
- (3) 前2号に掲げる者の職務を代理すべき者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。